

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年6月18日

岐阜地方法務局中津川支局 登記官 金子 岳仁

記

意見又は資料の提出先

- 1 中津川市かやの木町4番3号
岐阜地方法務局中津川支局
- 2 岐阜市金竜町五丁目13番地
岐阜地方法務局不動産登記部門

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
	所在	地番		
第2035-2024-6148号	恵那市武並町竹折字金山	52-2	墓地	1 2 2
第2035-2024-6149号	恵那市大井町字鴨田	2514-30	墓地	6 5
第2035-2024-6150号	恵那市大井町字牛馬場	2447-2	公衆用道路	6. 8 2
第2035-2024-6151号	恵那市長島町久須見字四ツ辻	1330-1	墓地	3 3 1